

## ◆第 1 章◆

### 西東京市教育計画の基本的な考え方

## 1 計画改訂の趣旨

西東京市教育委員会は、平成16年12月に「やさしさとふれあいの西東京に暮らし、まちを楽しむ」を基本理念とする「西東京市総合計画」を受けて、21世紀に本市が目指す教育行政の指針である「西東京市教育計画（教育プラン21）」を策定し、平成17年度以降、この計画のもと様々な施策に取り組んできました。

一方で、国においては、平成18年12月に「教育基本法」が改正され、現代の状況に合わせるかたちで「公共の精神」や「生涯学習」、「家庭教育」といった文言がそこに織り込まれました。また、これを受けて「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」や「学校教育法」の改正も行われ、平成20年3月には「学習指導要領」が、これまでの理念であった「生きる力」をはぐくむことを引き継ぎ、具体的な手立てを確立する観点から改訂されました。さらに、同年7月には「教育基本法」の基本理念の実現に向けて「教育振興基本計画」が定められ、具体的に教育を振興していく道筋が明らかになったところです。また、社会教育に関する「社会教育法」、「図書館法」、「博物館法」も同年6月に変わるなど、教育行政全体の枠組みが改正されました。

なお、東京都においても、平成20年5月に東京都における「教育振興基本計画」として位置付けられる「東京都教育ビジョン（第2次）」が策定されました。

このような変化の流れの中、平成16年度に策定した「西東京市教育計画（教育プラン21）」については、これまでの施策・事業を点検・評価するとともに、「西東京市総合計画（後期基本計画）」と歩調を合わせて、次期計画の策定期間を1年前倒し、新しい時代に即した「西東京市教育計画〈計画期間：平成21年度から平成25年度〉」を策定することにしました。

## 2 西東京市教育委員会の教育目標

本計画は、以下の「西東京市教育委員会の教育目標」に従って策定されています。

### 【西東京市教育委員会の教育目標】

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合うことができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、共に学び・共に成長し・共に励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

## 3 計画の位置付け

### (1) 計画の期間

計画の期間は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。

### (2) 計画の性格

計画の性格は次のとおりです。

- ① 西東京市を取り巻く社会状況の変化を反映し、西東京市の教育が進む方向性を示すものです。
- ② 日本全体での教育改革の中で、西東京市ならではの教育改革を推進し、市における教育全体の底上げ、活性化を図るものです。
- ③ 西東京市総合計画、その他関係する個別計画との連携を図りながら施策を進めるものです。

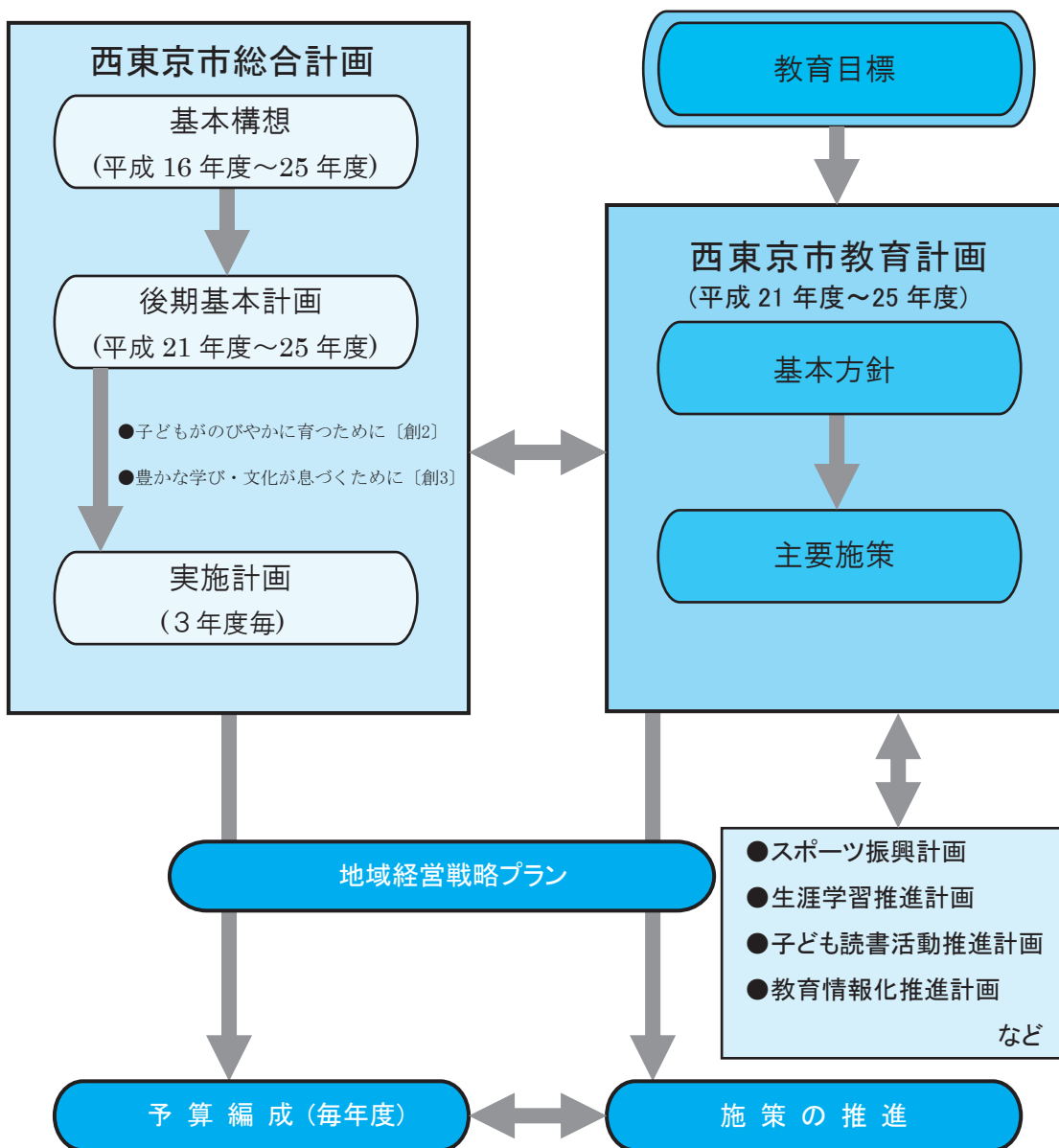
※以上の性格を踏まえ、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する「地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画」と位置付けるものでもあります。

(3) 他計画との関係

現在、西東京市では、西東京市総合計画（基本構想；平成16年度から平成25年度まで、後期基本計画：平成21年度から平成25年度まで）が実施されています。また、市財政の厳しい状況を受け、地域経営戦略プランが平成17年度から始まっています。

本計画は、こうした状況の中で、教育目標に基づき、スポーツ振興計画、生涯学習推進計画、子ども読書活動推進計画、教育情報化推進計画などの各計画とも連携を図りながら施策を進めるものです（下図参照）。

【計画の位置付け】



## 4 計画の基本方針

本計画は、【1 「生きる力」の育成】【2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備】【3 社会全体での教育力の向上】【4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現】という四つの基本方針で施策を展開します。

基本方針	主な内容
1 「生きる力」の育成	確かな学力の育成、豊かな人間性の育成、健康と体力の育成など「生きる力」を育成する施策です。
2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備	特色ある学校づくり、学習環境等の整備、教育相談や特別支援教育の充実など「生きる力」をはぐくむための環境整備を行う施策です。
3 社会全体での教育力の向上	安心・安全、家庭教育、青少年教育など「生きる力」をはぐくむために、地域社会全体での連携促進を行う施策です。
4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現	地域社会での教育力の向上のために、公民館・図書館での社会教育活動、スポーツ・文化などの市民活動の促進を行う施策です。

### 【生きる力とは】

～知・徳・体のバランスのとれた力～

- ・ 「確かな学力」… 基礎・基本を確実に身に付け、いかに社会が変化しようと、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力
- ・ 「豊かな人間性」… 自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心などの豊かな人間性
- ・ 「健康・体力」… たくましく生きるための健康や体力

など

「文部科学省パンフレット」より

## 1 「生きる力」の育成に向けて

- (1) 確かな学力の育成を図ります！
- ① きめ細かな学習指導による基礎・基本の定着
  - ② 学ぶ意欲に応える教育の充実・推進
  - ③ 教育情報化による学習指導の質の向上
- (2) 豊かな人間性の育成を図ります！
- ① 人権と平和に関する教育の推進
  - ② 道徳教育の充実
  - ③ 社会や自然との豊かなふれあいによる体験学習の推進
- (3) 健康と体力の育成を図ります！
- ① たくましく生きるための健康と体力づくりの推進
  - ② 規則正しい生活習慣の確立
  - ③ 食育の推進

## 4 いつでも・どこでも・だれでも学べる社会の実現に向けて

- (1) 多様な学びを支える社会教育を振興します！  
～公民館・図書館等を中心として
- ① 公民館・図書館事業の充実
  - ② だれもが学習に参加できる体制の整備と充実
- (2) 多様な学びを支える社会教育を振興します！  
～文化・文化財等を中心として
- ① 市民の創造・文化活動への支援
  - ② 文化財資料の収集・整理・活用等の充実
- (3) 市民のスポーツ・レクリエーション活動の充実を図ります！
- ① だれでも気軽に参加できるスポーツ環境の拡充
  - ② ハンディキャップ・健康上の課題に対応したスポーツ活動への支援
- (4) いつでも・どこでも・だれでも学べる環境を整備します！
- ① 情報・人材を中心とした学習支援体制の整備
  - ② 施設整備・利便性向上などを中心とした学習支援体制の整備

### 西東京市教育委員会の教育目標

西東京市教育委員会は、すべての市民が進んで知性、感性を磨き、道徳心や体力を高め、人間性を豊かにし、国際社会の平和と発展に貢献することを願い、次に掲げる市民の育成を教育目標とします。

- ◎ 互いの生命と人格を尊重し、思いやりと規範意識のある市民
- ◎ 社会の一員として、勤労と責任を重んじ、広く社会に貢献しようとする市民
- ◎ 自ら学び考え行動する、個性と創造力豊かな市民
- ◎ 伝統と文化を尊重し、自然と郷土を愛するとともに、環境の保全に寄与する市民

また、学校教育及び社会教育を充実し、だれもが生涯を通じ、あらゆる場で学び、支え合えることができる社会の実現を図ります。

そして、教育は、学校、家庭、地域及び行政が連携し、それぞれが責任を果たして行われなければならないとの認識に立って、ともに学び・ともに成長し・ともに励ましあう自主的・自発的活動を推進し、すべての市民が教育に参加することを目指していきます。

## 2 「生きる力」をはぐくむための学校教育環境の整備に向けて

- (1) 特色ある学校づくりの推進を図ります！
- ① 特色ある学校づくりに向けた支援
  - ② 特色ある教育課程の編成と実施
- (2) 学習環境等の整備を図ります！
- ① 人にやさしい教育環境の整備
  - ② 学校給食環境の整備
  - ③ 情報教育環境の整備
  - ④ エコスクールの推進
- (3) 学校経営改革の推進を図ります！
- ① 学校組織の活性化と教職員の資質・能力の向上
  - ② 学校評価・学校訪問監査の実施
- (4) 教育相談機能の充実を図ります！
- ① カウンセリング機能の充実
  - ② 不登校児童・生徒への対応の充実
- (5) 特別支援教育の充実を図ります！
- ① ニーズに応じた多様な教育の展開
  - ② 特別支援学級等の整備

## 3 社会全体での教育力の向上に向けて

- (1) 学校・家庭・地域・行政の連携強化を進めます！
- ① 学校を拠点とした地域全体における教育力の向上
  - ② 地域との連携による子どもたちの安心・安全の確保
  - ③ 教育関係部署・関係機関との連携強化
- (2) 家庭の教育力の向上を支援します！
- ① 地域ぐるみでの家庭教育支援の関係づくり
  - ② 家庭教育に関する学びの機会の充実
- (3) 社会教育の特色を生かした青少年教育を支援します！
- ① 放課後や週末の体験・交流活動等の場づくり
  - ② 青少年活動への支援